

【当院における院内感染および医療安全に関する基本方針】

医療法人 宗斉会 須波宗斉会病院

『院内感染』

須波宗斉会病院では院内感染防止対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを基本方針として、下記事項について定めております。

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

院内感染の防止に常に留意し、感染症が発生した場合には、速やかにその原因を特定し、感染の抑制および終息を図ることは、医療提供施設にとって極めて重要です。そのため、全職員が院内感染防止対策を十分に理解し、指針に則った適切な医療を提供できるよう、本指針を作成しています。

2. 院内感染対策委員会の設置および運営

当院では、感染発生時の迅速な対応および平時からの予防対策・調整を行うため、各部門横断的な「院内感染対策委員会」を設置しています。

主な活動内容：

- ① 院内感染対策に関する年間活動計画の立案
- ② 院内感染対策マニュアルの作成・改定
- ③ 感染症サーベイランスの実施と管理・教育指導
- ④ 職員研修の実施
- ⑤ アウトブレイクの予防および早期対応
- ⑥ 職業感染防止策の実施（産業医と連携）
- ⑦ 院内外への感染対策情報の発信
- ⑧ 三原赤十字病院主催のカンファレンス（年4回程度）への参加
- ⑨ 抗菌薬の適正使用に関する助言および外部委託検査との連携（薬剤耐性菌対策を含む）

3. 標準予防策および感染経路別予防策

標準予防策（手洗い、手袋、マスク等の使用）を全ての患者に実施するとともに、空気・飛沫・接触感染などの感染経路に応じた追加対策を行います。

また、易感染患者を防御するための環境整備にも努め、常に感染対策マニュアルに基づいた対応を徹底します。

4. 職員研修についての基本方針

院内感染防止の基本的考え方と具体的対策について、職種を問わず全職員に理解を深めることを目的に、年2回以上の研修を実施します（必要時は随時開催）。研修内容・出席者等は記録し、継続的な教育体制を維持します。

5. 感染症の発生状況報告

院内感染の定義に従い、入院後 48 時間以降に新たに発症した感染症を対象とし、感染情報レポートから得られたデータをもとに院内感染対策委員会で報告・共有します。

6. 院内感染集団発生時の対応

感染症の集団発生が疑われる場合、速やかに感染対策委員会を招集し、情報収集と感染経路の遮断、拡大防止策を講じます。必要時には臨時委員会を設置します。

7. 指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、全職員がイントラネット上で常時確認できるようにしています。

8. 新興感染症等への対応

新たな感染症が発生した際には、院内において清潔区域・汚染区域のゾーニングを適切に行える体制を整え、対応にあたります。

9. 職業感染および他医療機関との連携

全職員が医療従事者として自己の健康管理に努め、職業感染の予防を徹底します。また、他医療機関とも連携し、地域全体での院内感染対策の向上に寄与します。

以上、本指針に基づき、当院では院内感染防止に向けた継続的な改善と職員の意識向上を図り、患者様が安心して医療を受けられる環境づくりに努めてまいります。

『医療安全』

医療（以下、介護も含む）現場には多くのリスクが存在する。しかし一方、患者は、安全な医療を受ける権利がある。従って我々医療従事者は、全員が全ての医療行為に対して常に緊張感と危機管理意識を維持し、患者及び利用者（以下、「患者等」と言う）本位の安全でかつ質の高い医療が提供できるよう、努めなければならないことを基本方針とし、下記事項について定めております。

- 1、医療安全管理に関する基本的考え方
- 2、医療安全管理のための委員会、その他当院の組織に関する事項
- 3、医療安全管理のための職員研修に関する事項
- 4、インシデント・アクシデント報告に関する事項
- 5、医療事故発生時の対応に関する事項
- 6、患者等からの相談に関する事項
- 7、患者等に対する医療安全管理指針の閲覧に関する事項
- 8、医療事故の報告範囲と手順に関する事項

※上記記載の指針につきまして、患者様等からのご要望があればいつでも開示することが可能です。